

# 平成 24 年度山古志地域道路除雪計画の概要

## 1 除雪計画の基本方針

除雪計画は、山古志地域で生活を営むすべての住民が、冬期間においても安全かつ安心して暮らすことができるように、降雪や積雪に対する道路除雪に迅速に対応し、生活の足となる道路交通を確保することを基本方針とする。

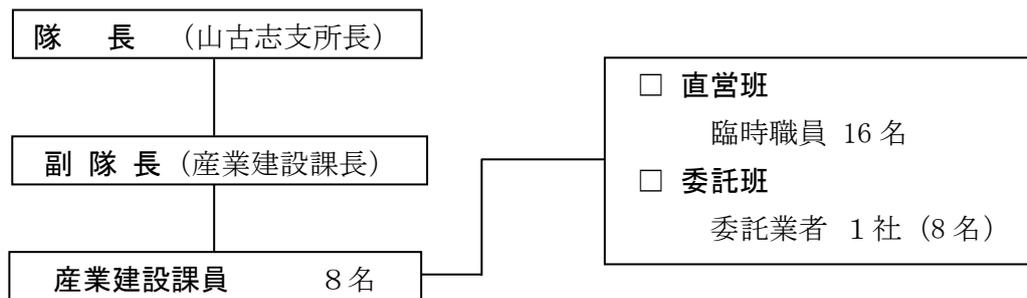
## 2 除雪組織体制

### (1) 山古志支所除雪本部の設置

12月1日から翌年3月31日までの間、長岡市山古志支所（長岡市山古志竹沢乙 461 番地）内に設置する。ただし、気象の変化等の状況により変更することがある。

### (2) 山古志支所除雪本部の機構

12月1日から次の体制により、山古志支所除雪隊を編成（34名）する。



### (3) 除雪班の担当区域

#### ① 直営班

山古志種苧原地区を除く山古志地域全域

#### ② 委託班

山古志種苧原地区

## 3 車道除雪計画及び概要

### (1) 実施道路区分

山古志地域の市道で、次の条件を満たす道路を除雪路線とする。

- ① 住居に通じる道路であること
- ② 集落間を結ぶ重要な連絡道路であること  
ただし、除雪作業に危険を伴わない範囲及び時期とする。
- ③ 除雪車が作業可能な道路構造であること
- ④ 除雪又は圧雪（踏み固め）作業を必要とする道路であること

(2) 除雪計画延長

区 分	延 長	路 線 数	摘 要
山古志市道	37.5 km (±0)	138 路線 (±0)	
計	37.5 km (±0)	138 路線 (±0)	

( ) 内：対前年度増減

(3) 出動基準

- ① 新たな積雪量が 10cm 以上の場合
- ② 新たな積雪量が 10cm 未満でも引続きの降雪が見込まれる場合
- ③ 路面状態が悪く除雪本部が除雪を必要と認めた場合

(4) 除雪機械状況

機 械 名	委 託 車	貸 与 車	借 上 車	直 営 車	計
ロータリ除雪車	—	1 (±0)	—	6 (±0)	7 (±0)
除雪ドーザ	—	1 (±0)	—	3 (±0)	4 (±0)
雪上車	—	1 (±0)	—	3 (±0)	4 (±0)
計	—	3 (±0)	—	12 (±0)	15 (±0)

( ) 内：対前年度増減

4 豪雪対策について

(1) 平常時

通常の組織体制で除雪作業にあたる。

## (2) 連続降雪（豪雪）時

大雪警報が発令され連続して雪が降り続くとき、通常の除雪体制では住民生活に大きな影響が及ぶおそれがあると除雪隊長が判断した場合は、山古志支所職員を総動員して除雪作業にあたる。

## 5 その他

除雪作業を円滑で効率的に進めるため、住民の自主的な協力を得られるように、日ごろの啓蒙活動に努める。

### (1) 広報活動

#### ① 除雪会議の開催

ア 冬期間の道路除雪を円滑に進め、生活の足となる道路交通を確保するために、関係者に当市及び新潟県管理道路の除雪計画を説明する除雪会議を開催する。

イ 除雪計画を説明し、地域内の各区長及び学校関係者から冬期間の除雪作業に関する理解を深めてもらうとともに、協力をお願いする。

ウ 会議を開催することにより、山古志支所と新潟県長岡地域振興局・長岡警察署・長岡消防署・長岡市水道局などの関係機関との連携及び協力体制の充実を図る。

#### ② チラシの配布

住民に対して、除雪に関する特別な注意事項や協力要請が必要になった場合は、チラシを全戸に配布することにより周知を図る。

### (2) 住民への協力依頼

冬期間における一般的な協力事項については、「山古志支所だより」を通じて住民をお願いする。

- ① 除雪・排雪等に支障となる路上駐車禁止
- ② 自宅前道路における除雪・排雪等の方法と制限
- ③ 除雪後道路への雪捨ての禁止
- ④ 除雪車による破損のおそれのある工作物や物件などに赤旗ポール等の目印を設置
- ⑤ 除雪車の通行に支障となる樹木の枝切りなどの処置
- ⑥ 除雪作業中における第三者への事故防止の徹底